

# 大会参加申込に関する細則

## 第1条（目的）

この細則は、競技委員会規程第3条の規定により、連盟主催大会の参加申込みに関し、必要な事項を定める。

## 第2条（参加資格等）

各大会の参加資格等は、別表1の連盟主催大会参加資格等一覧のとおりとする。

## 第3条（参加申込み方法）

参加申込み方法は、次のとおりとする。

- (1) 所定の振込用紙に必要事項を記入し、締切日までに参加料を振り込むものとする。所定の振込用紙以外の申込みは受け付けない。
- (2) 選手名は実力が上位と思われる順に記載するものとする。
- (3) 申込みは、クラブ単位又は支部単位で行うものとする。原則として、個人での申込みは受け付けない。
- (4) 団体戦に2チーム以上申込みする場合は、各チームの選手名を明記すること。

## 第4条（参加料の領収・返金）

1. 受納した参加料の領収書は、振込金受領書をもって替える。
2. 受納した参加料は返金しない。但し、大会を予定日以前に中止した場合はこの限りではない。